# ID:　258

## 担当部署:　選挙管理委員会事務局

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 演説会等のための施設の使用に要する費用の承認(議会の解散、議員又は長の解職請求を同時に行う場合　第116条の2・第107条第3項の準用) |
| **法令名****根拠条項** | 地方自治法施行令　第120条 |
| **法令番号** | 昭和22年政令第16号 |
| 【基準】　準用する政令第116条の2において準用する政令第107条第3項の規定による。第107条3　第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |